

イラン  
税務・会計ハンドブック

2014年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地の国際会計コンサルティング事務所 Deloitte LLP に作成を委託し、2014年3月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法制度改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、会計、事業、財務、投資、法務、税務またはその他の専門的助言を構成するものではなく、かかる助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte LLP、ならびに同社関係会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロと Deloitte LLP、ならびに同社関係会社がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

#### 本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp



#### 本報告書作成委託先：

Deloitte LLP

Al Fattan Currency House · Building 1

Dubai International Financial Centre

Dubai, P.O. Box 282056

United Arab Emirates

Tel: +971 (4) 5064700

Fax: +971 (4) 3273637

www.deloitte.com

<本報告書作成者>

Alex Law

Tel +971 (0) 4 5064 891

alexlaw@deloitte.com



## 目次

I.	主な税制 .....	1
II.	法人税 .....	2
III.	個人所得に係る税金およびその他の税金 .....	6
IV.	税務行政および税務コンプライアンス、租税条約 .....	7
V.	報告および監査 .....	10

注意：現在、イランは国際的経済制裁下にあり、イランに関して提供可能な本報告書作成委託先（Deloitte）の助言が限定的である点に留意を要する。従って、以下の内容は、イランの税務および会計制度に関する委託先の実務上の知識および最善の理解に基づいて提供されている。



## I. 主な税制

### 1. 会計基準／財務諸表（国際財務報告基準(IFRS)／各国会計基準(Local GAAP)等）

イランでは、イラン会計基準（Iranian Accounting Standards、以下「IAS」という。）を適用している。財務諸表は毎年作成しなければならない。

### 2. 納税主体／個人納税者

#### 1)事業体 (Business entity)

設立可能な事業体は、有限責任会社（Limited Liability Company : LLC）、株式会社（Joint Stock Company : J SC）、株式パートナーシップ（Joint Stock Partnership）、無限責任パートナーシップ(General Partnership)、有限責任パートナーシップ(Limited Partnership)、比例責任パートナーシップ（Proportional Liability Partnership）、製造／消費協同組合（Manufacturing/Consumer Cooperatives）および支店(Branch Office)である。

イランで外国事業を行う主な事業体は、公的(public)および民間(private)の有限会社(limited company)ならびに外国企業の支店である。また、マーケティングおよび販売促進活動のみを目的とした駐在事務所(representative office)を設立することも可能である。

#### 居住地

事業体は、イランで登録されている場合またはイランで管理および監督されている場合にイランの居住者(resident)とみなされる。

#### フリーゾーン (free zone)および 特別経済区 (special economic zone)

イランは、イランの租税および責務を免除するさまざまなフリーゾーンおよび特別経済区を設置している。フリーゾーンには、キシユ島（Kish Island）、ケシム島（Qeshim Island）、チャバハール（Chabahar）、アルヴァンド（Arvand）、アンザリ（Anzali）、マクー（MaKou）およびアラス（Aras）が含まれる。

#### 2) 個人

イランの租税法(Iran Tax Law)には、個人の居住性の定義が含まれていない。ただし、イランと租税条約(Tax Treaty)を締結している国の国民である個人は、課税年度内に183日を超える期間イランに滞在している場合にのみ居住者と判断される。

イランの居住者であるイラン国民は、全世界所得が課税対象である。イランの非居住者(non-resident)であるイラン国民は、イラン源泉の所得が課税対象である。イラン国民以外は、イランで稼得した全所得、ならびにライセンスまたはその他の権利の付与、訓練および技術支援の提供ならびに映画用フィルムの譲渡などに関するイラン源泉の所得が課税対象である。

### 3. 適用される直接税および間接税（関税を除く）

#### 1) 法人税

- 法人所得税（25%）
- 不動産税（25%）

#### 2) 個人税

- 個人所得税（35%までの累進税率）
- 相続税（最高税率 65%）
- 一時所得税（tax on incidental income）（35%までの累進税率）
- 社会保障料負担金（雇用者 23%、従業員 7%）

#### 3) 間接税（関税を除く）

- 付加価値税（value added tax : VAT）（6%）
- 印紙税（0.2%）

### 4. 記載されている税の法的根拠

イランの主な租税法は、1988年2月直接税法（Direct Tax Law of February 1988）である。イランの税務当局は、イラン国税庁（Iranian National Tax Administration、以下「INTA」という。）である。

### 5. 課税年度

イランの課税年度は、西暦の3月21日から翌年の3月20日までである。ただし、法人所得税制上、企業(company)または支店は、イランの課税年度と異なる独自の会計年度に従うこともできる。

## II. 法人税

### 1. 税率

標準的な法人所得税率は、25%である。すべての企業は、国籍にかかわらず（すなわち、外国企業またはイランの企業のいずれも）、同一の法人税率が適用される。

### 2. 課税対象となる領域

居住法人(resident company)は、全世界所得が課税対象である。国外源泉の所得は、イラン源泉の所得と同様に課税される。非居住法人(non-resident company)は、イラン国内で行われる業務に関してイラン国内または国外で署名された契約から生じた所得に課税される。

イランの租税法には、恒久的施設の定義が含まれていない。一般に、イランで事業を行う外国企業は、イランで行った活動から生じた所得がイランの課税対象となる。

### 3. 課税所得

企業は概して、法定計算書類または帳簿上の会計上の利益純額（適切な調整実施後）についてイランで納税する。ただし、税務当局(tax authority)は「みなし利益(deemed profit)」に基づいて企業の課税対象利益を決定する権利を有する。

企業の計算書類が使用される場合、課税所得は、所得（キャピタルゲインを含む）から損金算入費用(deductible expense)、減価償却費および非課税所得を控除して算出される。

「みなし利益」の方法が採用される場合、みなし利益に到達するまで総収入に所定の係数(coefficient)が適用される。みなし利益の数字はその後、25%の税率で課税される。使用される係数は、事業活動の性質により異なる。係数表(table of coefficient)は税務当局より毎年公表される。

### 4. その他の事業所得に係る課税

賃貸所得は、費用として賃貸所得の25%を控除した後、25%の標準法人税率で課税される。イランには独立したキャピタルゲイン課税がない。利得は経常利益に含め、25%の中心的な法人税率で課税される。イランの事業体から受領した配当所得は非課税である。

### 5. 多様なサービス契約の種類に基づく所得／報酬に係る課税

イランの租税法には、恒久的施設(permanent establishment)の定義が含まれていない。イラン国内におけるサービスの提供に関して非居住者が受領した所得は、イラン源泉の所得とみなされ、イランの源泉税の対象である。

### 6. 海外で生じた収益に係る課税

イランの居住法人は、全世界所得が法人所得税の対象である。外国企業の支店または駐在員事務所は、イラン国内で行われる業務に関してイラン国内または国外で署名された契約から生じた所得のみが課税対象である。

イランの租税法は、国外源泉の所得に関して支払われた外国税に関し、一国内における二重課税救済制度を定めていない。ただし、関連する二重課税回避協定に基づく二重課税救済を利用することができる。

### 7. 資産の評価

#### 1) 固定資産

納税申告において、固定資産は取得原価に基づき計上される。固定資産の再評価に関する具体的な法律上の要求はない。ただし、上記のとおり、固定資産の売却益を算出するため、納税者は、不動産を売却する場合には各地域の評価額表(regional value table)に示された「課税評価額(ratable value)」を、または不動産および株式以外の資産については税務署(tax office)が承認した市場価格を使用しなければならない。

## 2) 棚卸資産

販売した物品の購入価格または物品の販売およびサービスに使用された原材料の購入価格は、課税控除対象である。租税法には、許容される棚卸資産評価方法に関する特段の定めはない。

## 8. 事業上の控除

### 1) 減価償却

減価償却は、使用開始日から、固定資産の取得原価に基づき計算される。定額法または定率法のいずれかを使用して減価償却を算出することができる。

政府は、減価償却率（5%から100%の幅）および固定資産の減価償却期間（2年から15年の幅）を定める包括的な表を公表している。

### 2) 不良債権

課税所得の計算上、不良債権の控除が認められる。ただし、以下の条件を満たし、INTAが承認することを要する。

- 貸倒債権(doubtful accounts receivable)が企業の事業活動との関連があること。
- 債権が回収不能である可能性が高いこと。
- 債権の弁済を受ける日まで、または債権の弁済を受けられない旨の確認を受領する日まで、企業の会計帳簿に引当金が区分掲記されていること。

### 3) 引当金

引当金は、退職金に関するものを除き、課税控除が認められない。

### 4) 準備金

準備金は、課税控除が認められない。

### 5) 社員、取締役パートナーおよび株主への報酬

企業の方針に従って行われた業務に関して従業員へ支払われる報酬は、課税控除の対象としなければならない。一般に、以下の雇用関連支出について課税控除が利用可能である。

- 従業員へ支払われた基本賃金、給与ならびに定期的給付（現金または現物の別を問わない。）
- 一時的支払い（業績賞与、残業手当および出張精算費用など）。INTAは、取締役員、監査役員および海外社員について発生した出張費に関する控除額の指針を示している。
- 従業員の治療および医療ならびに健康、生命または労災にかかる保険に関する費用
- 退職年金および退職金
- 関連規定に基づく社会保障機構（Social Security Organization）への支払い、および経済財務省（Ministry of Economic Affairs and Finance）が承認したINTAの決定（decree）に従い財形貯蓄(employee's saving)として処理された年給(annual salary)の3%以下の金額
- 従業員へ支払われた年金／退職金に関する前年の月給を上限とする金額

### 6) 賃借料

企業が占有する不動産に支払われた賃借料は、課税控除の対象である。



## 7) 寄付金

寄付金の課税控除に関する法律上の特段の定めはない。

## 8) その他の控除可能な要素

一般規定として、イランの租税法には、イランで課税所得を生み出す過程で発生したすべての支出に関して控除が認められる旨が定められている。ただし、イランでの課税所得の稼得(earning taxable income)にのみ関連して発生し、適切な書類により証明され、INTAが定めた所定の限度額以内であることを要する。

## 9. 税制優遇策

イランの税制は以下のように一定の投資優遇策を定めている。

- **鉱工業活動**：協同組合セクターまたは民間セクター(cooperative or private sector)の鉱工業企業であり、イラン暦 1381 年（西暦 2002 年）以降に関連省庁により開発権(Exploitation License)が発行されるか、採掘および売買契約(Extraction and Sales Contract)が締結された企業が稼得および申告する鉱工業活動から得られた所得の 80%は、開発および採掘日から 4 年にわたり免税される。開発が遅れている地域では、10 年にわたり所得の 100%が免税される。
- **再投資救済策**：既存の鉱工業用施設(industrial or mining unit)を開発、再建、改修または完成させるため、または新規の鉱工業用施設を設置するために、同年に再投資された企業の利益は、納税義務の 50%に対し免税を受けることができる。

## 10. 損失金の繰り越し制度

INTA により承認された損失金（すなわち、通常の事業に係る損失金）は、繰り越しおよび将来の課税所得に対し相殺することができる。損失金は無期限に繰り越すことができるが、繰り戻すことはできない。

## 11. 源泉徴収税

イランの企業により非居住法人株主に支払われた配当には課税されない。しかし、イランの企業が外国企業に支払った利子総額に対しては、5%の源泉徴収税が課される。

イラン国内で提供された非居住法人によるサービスに対する支払いは、契約金額に対し 5%の源泉徴収税が課される。イランの顧客が、支払うべき税額を源泉徴収し、税務当局に支払う義務を負う。

サービス提供者がイランで登録された支店を有する場合、当該支店も 5%の源泉徴収税の対象となるが、年度末に納税申告書を提出しなければならず、25%の法人所得税の対象となるかどうか審査される。法人所得税債務が既に支払った源泉徴収税よりも高額である場合は、追加の税金を支払わなければならない。法人所得税が源泉徴収税よりも低い場合は、イランの税務当局からの税の払い戻しを請求することができる。

## 12. パートナーシップおよびジョイント・ベンチャー (Joint Ventures)

イランではパートナーシップおよびジョイント・ベンチャーはパス・スルー事業体(pass through entity)と考えられる。法人所得税が個人パートナーのレベルに応じて課され、上記と同じ方法で計算される。

## 13. 外国企業の支店／駐在員事務所に係る課税

外国企業の登録された支店および駐在員事務所には法人所得税が課せられるが、イラン国内で稼得または受領した所得のみ対象となる。

### III. 個人所得に係る税金およびその他の税金

#### 1.個人所得に係る課税

課税所得は一定の控除の後、以下の累進税率で所得税が課せられる。

課税所得 (イラン・リアル (IRR) )	税率 (%)
100,000,000 以下	0
100,000,001 – 142,000,000	10
142,000,001 – 200,000,000	20
200,000,001 – 350,000,000	25
350,000,001 – 1,100,000,000	30
1,100,000,000 超	35

イランで働く海外駐在員である個人については、月次課税所得は通常、従業員の地位や国籍に応じて (すなわち、実際の給与所得に基づくのではない)、税務当局が決定する。

INTA は個人の国籍および職位によって課税対象となる「みなし所得」を規定した年次表 (annual table) を公表している。これは海外駐在員である個人にのみ適用される。イラン国籍の個人は実際の所得に基づき課税される。

#### 2. 社会保障料負担金(Social Security Contribution)

雇用者は、その従業員に対し社会保障料を負担するよう求められる。

- 従業員負担：7%
- 雇用者負担：20%
- 政府負担：3%

社会保障料は、基本給および支払われた手当に対して適用されるが、社会保障料の基準はイランの労働法(Iranian Labour Laws)上の最低日給の7倍に上限が設定されている。

イランで働く外国人は、国際労働機関 (International Labor Organization (ILO) ) の加盟国の国民であれば、イランでは社会保障料の支払いが免除される。

「傷害保険」基金(accident insurance fund)に対する 3%の負担金は免除されないことに留意すること。この負担金は社会保障料負担金とは別個に運営されている。

### 3. 個人所得に係るその他の税金

相続税： 遺産に対し累進税率で最高 65%まで課税されている。相続税の適用税率は概ね故人と受益者との関係、および故人と受益者のそれぞれの国籍により異なる。

一時所得に係る税金： 無償で受領した現金または現物納付に対して課せられる。

### 4. 付加価値税 (VAT)

#### 1) 課税対象となる取引

物品の販売、イラン国外からの物品の輸入、イランにおけるサービスの提供に対し VAT が課される。イラン人の顧客が、支払うべき VAT を会計処理し、税務当局に支払う義務を負う。イランに登録するすべての事業体は、VAT 目的でも登録しなければならない。

#### 2) 税率

VAT の現在の税率は 6%である。イランの VAT は年率 1%で増加し、2015 年に 8%まで増加する予定である（すなわち、VAT の税率は 2014 年に 7%、2015 年に 8%に増加する）。

### 5. その他の税金

印紙税：協同企業 (Cooperative company) を除く、商法 (Commercial Law) に言及されているあらゆるイラン企業の株式およびパートナーシップ持ち分には、額面の 0.2%の税率で印紙税が課せられる。

## IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約 (Tax treaty)

### 1. 法人税

#### 1) 登録

イランに登録された企業は、設立後税務当局に登録するよう求められる。税務上登録に必要なとされる文書は以下のとおりである。

- 事業体の定款 (Articles of association)
- 事業体のイランにおける登録住所
- 企業を代表する指名取締役 (nominated director) の氏名および詳細
- イラン企業の登録証明書

#### 2) 申告および支払い

事業体の会計期間終了後 4 カ月以内に、支払うべき法人税とともに法人税申告書を提出しなければならない。事業体は、納税義務について「自己評価」するよう求められる。イラ

ンの税務当局は、評価を行うまで 12 カ月の期間がある。事業体は、評価額が過剰であると考える場合、税務当局に上訴する権利がある。前払い納税に対する要求はない。

連結納税 (consolidated return) は認められておらず、各企業はそれぞれ申告書を提出しなければならない。

### 3) 罰則および不服申し立て

イランの税法は不履行に対してさまざまな罰則を規定している。主な罰則を以下のとおり要約した。

- 期限後に支払われた税金については、1 カ月あたり当該税金の 2.5% 相当の罰金が課されることとなる。
- 法人が納税申告書を法定提出期限内に提出しなかった場合、適用される税金の 40% 相当の罰金を課されることとなる。不完全または誤った納税申告書を故意に提出した納税者に対しては、隠蔽された所得や誤った支出の 40% の罰金が課される。
- 納税者に関する収支報告書、一覧表、契約書または明細書を提出しなかった場合、または誤った書類を提出した場合、以下の罰金が課される。
  - 給与に関する場合、支払われた給与の 2%
  - 契約書の場合、契約書の総額の 1%

イランの税法はまた、以下のように法人所得税報告義務を継続して遵守している納税者に対しては報奨金を規定している。

- 法人の貸借対照表、損益計算書、法定会計帳簿および文書が 3 年連続で受理され、各年の納税義務が納税申告書の提出された年に支払われている場合、納税義務を遵守した報奨金として、当該 3 年間に対する税金の元本総額の 5% に相当する金額が現在回収済みの資金から法人へ支払われるか、またはその後の年度に税額控除される。

## 2. 個人所得に係る税金

### 1) 登録

個人の唯一の収入源が給与所得であり、当該所得が雇用者により源泉徴収される所得税の対象となる場合、そのような個人は年次所得税申告書を提出する必要はなく、従って、税務登録は要求されない。

### 2) 申告および支払い

自営業を営む個人 (self-employed individual)、業者 (trader)、専門家および代理人は、課税年度に行われた事業活動に対する納税申告書を作成するよう求められる。当該個人は、課税年度の翌年の 7 月 22 日までに納税申告書を提出し、現地の税務署に適用される税金を支払うよう求められる。

### 3) 罰則および不服申し立て

- 期限が過ぎた後に税金が支払われた場合、納税期限の各月に適用される税金の 2.5% に相当する罰金が課される場合がある。
- 従業員に関する収支報告書、契約書またはその他詳細情報を提出しなかった場合、または誤った書類を提出した場合、以下の罰金が課される。
  - 給与に関する場合、支払われた給与の 2%
  - 契約書の場合、契約書の総額の 1%

### 3. 付加価値税 (VAT)

#### 1) 登録

イランのあらゆる課税対象企業は、自身で VAT にかんして登録し、それを会計処理することが求められる。

#### 2) 申告および支払い

すべての課税対象企業は四半期ごとの VAT 申告書を提出する必要がある。各四半期終了時に、output VAT (すなわち、顧客から回収した VAT) が input VAT (すなわち、物品やサービスを購入した際に支払った VAT) を上回る場合、その差額を税務当局に支払わなければならない。input VAT が output VAT を超過した場合、その超過分は翌四半期に繰り越されるか、または納税者は VAT 還付を要求することができる。輸入された物品やサービスに対する VAT の支払いは、当該物品やサービスの輸入者が責任を負う。VAT 申告書の提出期限および納税義務の支払期限は、VAT 四半期の翌月の 15 日である。

#### 3) 罰則および不服申し立て

自身の名前が登録された日、または納税者として認定された日以降に納税申告書を提出しなかった場合、適用される税金の 50% の罰金が課される。会計帳簿や証明書(voucher)およびその関係書類を提出しなかった場合、適用される税金の 25% に相当する金額の罰金が課される可能性がある。

当該法律の対象となっている税金を納税期日までに支払わなかった場合、遅延した期間全体に対し 1 カ月あたり支払うべき税額の 2% の罰金が課される。

### 4. 租税回避防止規定 (Anti-avoidance rule)

#### 1) 移転価格 (transfer pricing)

イランの税法には、正式な移転価格の規則が含まれていない。ただし、関連当事者との取引は、第三者間基準( arm's length term)で締結するものとする。移転価格文書化の正式な要求事項はない。

#### 2) 過少資本に係る制限

イランには過少資本に対する規則はない。

### 5. 二重課税回避のための協約

2014 年 3 月時点で、イランと二重課税回避のための契約を調印している国は以下のとおりである。アルジェリア、アルメニア、オーストリア、バーレーン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、中国、クロアチア、フランス、グルジア、ドイツ、インドネシア、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、キルギス、レバノン、マレーシア、パキスタン、ポーランド、カタール、ルーマニア、ロシア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スイス、シリア、タジキスタン、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ。

## V. 報告および監査

### 1) 申告する書類および記録

イランの事業体は、事業体の財務活動を詳述した法定会計帳簿（以下、「帳簿」という。）を維持しなければならない。帳簿は会社登記所（Companies Registration Office）によりイランの各事業体に発行される。

すべてのイラン企業ならびに外国企業の支店および駐在事務所は、貸借対照表および損益計算書とともに年次法人所得税申告書を提出しなければならない。

### 2) 各国会計実務（Local accepted accounting practice）／基準（Standard） （および国際財務報告基準（IFRS：International Financial Reporting Standard） との比較）の概要

納税者はイラン会計基準（IAS）に基づき財務諸表を作成しなければならない。IASは概して国際財務報告基準（IFRS）と類似している。

### 3) 監査上の要求事項および税務当局に提出する必須書類／報告書

上記 1) に記載のとおり。

### 4) 監査上の要求事項および株主に提出する必須書類／報告書

法律上特に規定されていない。

### 5) 公認監査人の雇用

税務署に提出される財務諸表は、IAS に準拠して作成されなければならない、イランの独立した監査人による監査を受けなければならない。